

おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、通告に従って大きく二項目について質問をさせていただきます。

まず大きく一項目めとして、農政関係についてお尋ねをいたします。

本県では、来る十一月十日から十一日にかけて、第十九回全国農業担い手サミット in ぎふが開催されます。これに先立ち、県下では飛騨牛や花卉、酪農といった業態別の三つの応援隊と、六月の中濃を皮切りに七つの地域別に就農応援隊が立ち上がり、サミット開催や農業担い手育成の機運が盛り上がっているところで

す。農業の担い手が増加し生産高増大のためにも、農産物の販路拡大は不可欠です。国内においては人口減少や高齢化などにより、市場や消費形態が大きく変化しています。こういう時代だからこそ、既存の枠組みにとらわれることのない新しい考え方による県産農畜水産物のブランド化や販路拡大に係る戦略が必要だと考えます。

そこで、一つ目として、県産農畜水産物のブランド化、販路拡大に係る戦略について、農政部長に四点お尋ねいたします。

初めに、名古屋市を中心とした中京圏への販路拡大についてお尋ねいたします。

本県の主要農産物の流通実態は、品目ごとに随分異なると伺いました。例えば飛騨牛は、県内での屠畜・加工処理がほとんどであることから、主に中京圏に流通しているそうです。キュウリ、イチゴ、夏大根、柿などの園芸品目は、全農岐阜による販売が中心で、中京圏のシェアが約六割と高いそうです。同じ園芸品目でも、トマト、ハウレンソウ、枝豆のように、関西のシェアが高くなっているものもあるそうです。

これまでの本県農畜水産物の販路拡大やブランド力向上への取り組みは、アジアを中心とした海外向けや、国内については首都圏や関西圏に向けた取り組みに力点が置かれていたと感じています。今後は、輸送コストの低さ、食文化の類似性や岐阜県に対する認知度の高さを考えて、名古屋市を初めとした中京圏にもっと目を向けてはどうでしょうか。これまでに確立してきたブランド力を利用しながら、中京圏のマーケット調査や市場ニーズを把握して、出荷額と対象品目の拡大に向けた戦略が必要だと考えます。

そこで、農政部長に一点目のお尋ねをします。

農産物の販路拡大を行う上で、中京圏は大きな可能性を秘めた魅力的な市場の一つと考えますが、今後、県はどのような取り組みをお考えでしょうか。

次に、本県農畜水産物の中京圏向けアンテナショップとも言える清流の国ぎふ産直市場「ジ・フーズ」についてお尋ねします。

ジ・フーズは、岐阜県産農業六次産業化商品のテストマーケティングと県産農畜産物の販路拡大のために、名古屋市栄のオアシス 21 にて運営されています。平成二十六年八月に開設され、平成二十八年一月に一旦閉店後、五月にリニューアルオープンしたところです。

私も先日行ってまいりましたが、店舗は木目調の内装と陳列棚を設置し、グリーンの配色で岐阜県らしい温かみのあるイメージで統一されていました。

現場において、店長から店舗運営について生の声を聞くこともできました。オアシス 21 の顧客層は二十代から四十代の女性が多いようですが、ジ・フーズの顧客は五十代以上の主婦層が多く、お値打ちな新鮮野菜がお目当てで来店される方が多いようです。オアシス 21 での出店メリットを生かすためには、もう少し若い世代の方々をターゲットにした取り組みや、岐阜の六次産業化商品の戦略的な販売が必要なのではないかと感じました。

そこで、農政部長に二点目のお尋ねをいたします。

中京圏の販路拡大の拠点とも言える清流の国ぎふ産直市場「ジ・フーズ」の成果と課題についてどのように分析されているのでしょうか。それを踏まえて、今後どのような取り組みを計画しているのでしょうか。

次に、ことしで第三十回を迎える農業フェスティバルについて、御提案も含めてお尋ねをいたします。

農業フェスティバルは、岐阜県農業の現状と将来について広く県民にPRするとともに、米を初め地域特産物や加工食品の消費拡大等を通じて本県農業の一層の活性化を図るという趣旨で開催されています。昭和六十年に始まってから年々盛大になっており、昨年は十八万一千人が来場され、七千八百八十万円もの売り上げがあった一大イベントです。実行委員会組織で運営されていますが、その事業予算が二千五百万円ということを見ると、費用対効果の大きさ、認知度の高さ、来場者の満足度の高さにおいて、すばらしいイベントだと思います。

会場は第一回以来、駐車場も含めた県庁の敷地と近隣施設を活用して行われており、大きな事故もなく継続して開催されています。しかしながら、最短で平成三十四年度供用開始をめどに県庁再整備が計画されており、それに伴う工事期間中は、従来どおりの開催はできなくなることが想定をされます。庁舎の建てかえのスケジュールを考えると、開催方法を早急に再検討しなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。

ここで一つ御提案をさせていただきます。

まずは農業フェスティバルの趣旨について、県民へのアピールにとどまるのではなく、岐阜県の食のフェスティバルとして近隣県、特に名古屋からの集客を目指した企画をしてはいかがでしょうか。そして、開催場所については、公共交通機関の利便性や県外からの誘客を考えて、岐阜駅周辺から柳ヶ瀬のアーケード街、そして司町にあるJA岐阜本店あたりまでを広く活用した開催を検討してはいかがでしょうか。駐車場も民間駐車場が十分ありますし、天候のリスクもアーケードによってかなり回避できる上に、まちの活性化やにぎわい創出にも大きく寄与すると考えます。中京圏に向けた本県農畜水産物の大きな宣伝も目的の一つに掲げる農業フェスティバルの開催を、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。

そこで、農政部長に三点目として二点お尋ねをいたします。

まず一点目は、農業フェスティバルについて、開催趣旨や開催場所、開催方法の見直しの必要性について、県としてのお考えや今後の方針について御答弁願います。

次に、二点目として、農業フェスティバルという一大イベントに、県外からより多くの誘客を目指すことについてどのように考えられるでしょうか、具体的に御答弁願います。

次に、農業の六次産業化についてお尋ねします。

農業の六次産業化の推進は、農産物のブランド力を向上する上で有効な手段であり、農業者の所得向上に不可欠な取り組みだと思います。これまでの県の取り組みの成果で、六次産業化に新たに取り組む事業者は着実に増加しており、開発された加工食品数は平成二十七年度で百四十八品目になっていると伺っています。

また、最近、産学官金連携の流れの中で、県内の金融機関も農業に対して積極的に取り組んでいます。例えば十六銀行は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構と共同で、六次産業化を支援する地域ファンド、じゅうろく六次産業化ファンドを設立されました。また、大垣共立銀行は、野菜や米などの生産、加工、販売までを手がけて、農業の六次産業化を目指すOKB農場を開発されました。その農場運営や農作物栽培は障がい者施設の利用者が担っており、県が取り組む障がい者の農業参入事業の事例となりました。私の地元、各務原市では「廃棄人参を救え！ジェットニンジンプロジェクト発進!!」という、規格外にんじん活用プロジェクトを、クラウドファンディングの手法で岐阜信用金庫が支援している事例もあります。

他方で、六次産業化事業者の中には、魅力的な商品開発や販路開拓が十分に行えず、開発した商品が所得向上に結びついていないケースも少なからずあるようです。行政の支援に加え、金融機関、大学からの資金面や技術面の課題改善のための協力やアドバイスは、今後ますます必要になるのではないのでしょうか。

そこで、農政部長に四点目のお尋ねをいたします。

六次産業化による農産物のブランド化を進めていく上で、産学官金連携のように新しいアプローチがより一層必要になってくると考えていますが、県では今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

次に、大きく二項目めとして、障がい者の就労支援と雇用の拡大に向けた取り組みと施策についてお尋ねします。

この件については、昨日、きょうと各会派の代表質問の質問に対して、知事から四期目の政策として積極的に取り組む御答弁があった件でございますが、各部署の担当部長に対して御質問をさせていただきます。

初めに、特別支援学校における就労支援の現状と課題について、教育長に三点お尋ねいたします。

県では、特別支援学校における職業教育をより高度で専門的にするために、平成二十九年四月に岐阜清流高等特別支援学校を新設予定です。この学校は、知的障がいの程度が軽度の生徒を対象とした高等部単独の特別支援学校であり、職業教育に特化した教育を行う学校として開校されます。専門教科の専門コースとして、工業、園芸、食品、ビジネス情報、福祉、ビルクリーニングを、そして必修専門コースとして喫茶サービス、ロジスティックスを設置すると聞いています。今議会の議案にも、学校と企業の連携を深めて就労支援体制を整備する目的で就労支援コーディネーターを設置するための補正予算が上程されています。

岐阜清流高等特別支援学校において、専門的な知識や技能習得について現状よりレベルの高い授業を行うためには、指導する教員の専門性を高めることや、コースに関連した企業等からの技術指導支援が必要ではないかと考えます。

現在行われている職業教育に関連する連携の一例を紹介いたします。

平成二十二年七月に、岐阜県ビルメンテナンス協会と岐阜県教育委員会が特別支援学校の就労支援に関する協定を結びました。これに基づき、協会が指導教本を制作し、協会加盟各社が県内各地の特別支援学校においてビルクリーニング授業の講師や実習授業を行い、卒業した多くの生徒の雇用受け入れを行っています。あわせて、教員のスキルアップ指導もしています。

こうした連携の成果もあって、県内の特別支援学校の生徒が、ぎふアビリンピックと称する県障がい者技能競技大会におけるビルクリーニング部門に出場して、優秀な成績をおさめているそうです。こうした大会の出場経験を生かして、資格取得や技能試験に挑戦する生徒たちが毎年業界に就職して活躍していることは、大きな成功事例だと思います。

来春開校する岐阜清流高等特別支援学校において新しく設置される各コースが、それぞれに関連する協会や団体とより一層連携することで、授業内容が充実し、生徒が就労につながる技能や技術を習得できることを期待します。また、人口減少や少子化によって人材確保で苦境に立っている県内中小企業に求められる人材を送り出す職業教育を実践していくことが、岐阜清流高等特別支援学校の大きな役割になってほしいと思います。

そこで、教育長に三点お尋ねします。

一点目に、今までの特別支援学校での職業教育や就労支援についての取り組みと課題について、どのように捉えられているのでしょうか。

二点目に、新たに設置される岐阜清流高等特別支援学校の選択コースで資格取得や技能試験などに対してより専門性の高い指導をしていくために、企業や関係団体とどのように連携していくのかをお聞かせください。

三点目に、高等特別支援学校における職業教育に関して、主な就職先となる県内企業のニーズにマッチさせるための情報収集など、商工労働部を初めとした他部署との連携についてもお答え願います。

次に、障がい者福祉就労の拡大に向けた施策について、健康福祉部長にお尋ねいたします。

国においては、国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることが定められた障害者優先調達推進法が、平成二十五年四月一日から施行されました。

これを受けて、本県においては岐阜県障害者優先調達推進方針が策定され、これまでの障がい者支援施設等に加えて、特例子会社や重度障がい者多数雇用事業所に対する優先的な発注が可能となりました。特例子会社とは、障がい者の雇用の促進及び安定を図るため、事業者が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして実雇用率を算定できる制度です。

岐阜県障害者優先調達推進方針では、具体的な数値目標も示されています。平成二十八年度の調達目標額を物品で九百万円、役務で一千四百万円としています。物品の購入については、現在行われている福祉施設や福祉事業所からの購入金額を今後より一層拡充することを期待します。他方で、役務の調達については、調達先の対象が限られておりますので、これをもう少し拡大して数値目標を増額すべきだと考えます。

そこで、健康福祉部長にお尋ねいたします。

障害者優先調達推進法の施行を受けて、県としての取り組み状況はどのようになっているのでしょうか。あわせて課題についても御答弁願います。

次に、特別支援学校との連携や卒業後の生徒の就労に対するバックアップ体制と、障がい者一般就労の雇用拡大について、商工労働部長にお尋ねします。

県では昨年四月に障がい者雇用企業支援センターを新設し、企業の障がい者雇用管理に関するサポートや職場適応援助者と呼ばれるジョブコーチの養成を実施してきました。障がい者雇用に関しては、企業を含めた社会全体の認識も徐々に高まっていることや、行政による支援もあって、法定雇用率二％を達成している企業は前年度より六十九社増加し、七百五十七社になりました。

さらに県では、平成三十一年には（仮称）岐阜県障がい者総合就労支援センターを開設して、就労支援機能、訓練機能、定着支援機能という三つの機能を備えて、障がい者の就労支援をより一層拡充すると伺っています。

特別支援学校の生徒に対する卒業後の就労支援やバックアップは、多忙をきわめる特別支援学校の教員による対応では限界があり、新設される岐阜県障がい者総合就労支援センターと学校との連携や情報交換が重要であると考えます。在学中から卒業後までの一貫した職業教育と就労支援の体制が構築されること、就職後の離職を防ぐとともに、万一離職した場合のバックアップ体制が構築されることを期待します。

そこで、商工労働部長にまず二点お尋ねをいたします。

一点目は、障がい者の雇用の受け皿となっている企業に対する支援の状況、ジョブコーチの育成についての現状はどのようになり、どのような課題があるのでしょうか。

二点目は、新設される岐阜県障がい者総合就労支援センターは、障がい者の就労に向けて、どのような方針で具体的な取り組みを行い、特別支援学校との連携をどのように構築していこうとしているのでしょうか、お答え願います。

続いて、障がい者一般就労の雇用拡大についてお尋ねをいたします。

障がい者の雇用を拡大するためには、障がい者への職業訓練の充実と、雇用する企業に対するきめ細かなフォローアップも大切ですが、障がい者の雇用に積極的な企業の業績向上こそが雇用の拡大に直結していくのではないかと考えます。

先ほど健康福祉部長にお尋ねした岐阜県障害者優先調達推進方針は、調達対象先が限定的であるため、障がい者の福祉的就労支援の効果は期待できますが、一般就労の雇用拡大支援としては十分ではありません。また、大企業の少ない岐阜県においては、障害者優先調達推進法の調達対象先に該当する特例子会社の数は限られているのが実情です。

障がい者雇用についての意識や必要性は、企業によってかなり温度差があり、それが法定雇用率二％を達成できていない企業と法定率以上に雇用している企業の差であると思います。障がい者雇用に積極的な企業や法定雇用率以上に障がい者雇用をしている中小企業に対し、行政がさまざまな契約を発注するなど、より意識的に受注の機会を創出していけば、障がい者の一般就労の雇用拡大につながるのではないのでしょうか。アイデアベースではありますが、例えば、特別支援学校の維持管理業務を委託する際、当校の卒業生を活用する旨を契約の仕様書に盛り込むことなどは考えられないのでしょうか。あるいは、県営公園の植栽管理や県有建物の清掃業務に障がいのある方による役務を条件として仕様書に盛り込むことで、障がい者雇用に配慮する県の姿勢をより一層強く示してはどうでしょうか。県庁の各部局が担当業務において、障がい者一般就労の役務としてど

のような仕事の創出が可能なのかを見つけ出して、検討しながら仕組みを構築することで、岐阜県らしい取り組みを打ち出してほしいと思います。

そこで、商工労働部長にお尋ねします。

障がい者一般就労拡大に向け、県が契約の発注者として障がい者の役務を創出していくための新たな取り組みについて、お考えをお聞かせください。

障がいのある方々が生き生きと働いて自立できる環境づくりのために、部局横断で積極的な取り組みをお願いして質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。